



2021年5月10日

各 位

会 社 名 ソウルドアウト株式会社
代表者名 代表取締役会長 荻原 猛
(コード番号：6553 東証一部)
問合せ先 取締役 C F O 半田 晴彦
(電話番号：03-6686-0180)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2021年5月10日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2021年5月28日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 98,600株
(3) 発行価額	1株につき1,600円
(4) 発行総額	157,760,000円
(5) 割当予定先	当社の使用人 34名 88,400株 当社子会社の使用人 4名 10,200株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2021年5月10日開催の当社取締役会において、当社使用人及び当社子会社の使用人に対して譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本制度は、当社の使用人及び当社子会社の使用人が当社の企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブを強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

そして、2021年5月10日開催の上記当社取締役会の決議及び同日付の当社子会社の取締役の過半数の決定により、2021年度から2023年度までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の使用人34名及び当社子会社の使用人4名（以下、「割当対象者」といいます。）に対して、金銭債権合計157,760,000円を支給することとし、上記当社取締役会決議により、割当対象者に対して、割当対象者が自らに支給された当該金銭債権の全部を現物出資の方法

によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式合計 98,600 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対して支給する金銭債権の額は、当社グループにおける各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2021年5月28日～2024年5月27日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

② 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。但し、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に死亡により当該地位のいずれも退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点をもって、本譲渡制限期間中の在職期間に応じた株式数の本割当株式につき、譲渡制限を解除いたします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2021年5月7日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値である1,600円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上